

(目的)

第1条 この告示は、生駒市が設置し、又は管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理業務を委託するもの（以下「指定管理施設等」という。）を含む。）において、犯罪の防止又は抑止等を目的とし、防犯カメラを設置及び運用するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）によるほか、撮影した画像を個人情報として適正に取扱い、市民の権利と利益を保護するための具体的な方策を定めることにより、当該防犯カメラの適正な設置及び運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 市が設置し、又は管理する施設等において継続的に設置するカメラのうち、犯罪の防止又は抑止を主たる目的とするものであって、画像表示装置又は画像記録装置を有するもの（音声記録装置を有するものを含む。）をいう。
- (2) 画像 防犯カメラにより撮影され、即時に画像表示装置により表示される画像（音声を含む。）をいう。
- (3) 所管課長 防犯カメラの設置を実際に行う課の長をいう。

(設置等の報告)

第3条 所管課長は、防犯カメラを設置しようとするときは、防犯カメラ設置報告書（別記第1号様式）をあらかじめ防犯交通対策課長に届け出なければならない。

(管理責任者等)

第4条 防犯カメラの運用及び画像の適正な管理を行うため防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、所管課長をもって充てる。

- 2 管理責任者は、防犯カメラ及び画像の取扱いを行う担当者（以下「取扱担当者」という。）を選任し、取扱担当者は管理責任者の指揮監督の下にその事務を行うものとする。
- 3 管理責任者及び取扱担当者以外の者は、防犯カメラ及び画像の取扱いに従事してはならない。
- 4 管理責任者及び取扱担当者は、第1条に定める目的以外の目的のために画像を閲覧してはならない。

(設置等に係る措置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの設置に当たり、第1条に定める目的のため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 撮影範囲を必要最小限にとどめること。
- (2) 防犯カメラ設置箇所付近又は撮影対象区域の見やすい場所に防犯カメラを設置及び作動していることを表示し、併せて市名を標示すること。
- (3) 画像の漏洩(えい)、滅失及び毀損を防止すること。

(画像の管理等)

第6条 管理責任者は、防犯カメラの画像記録媒体(防犯カメラ本体に内蔵されたものを除く。)は、施錠可能な場所に保管し、紛失及び盗難の防止のために必要な措置を講じるものとする。

2 画像は撮影時の状態のまま保存し、加工及び複製をしてはならない。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、複製に限り行うことができるものとする。

3 画像の保存期間(重ね撮りをする場合は、画像が上書きされるまでの期間)は、14日以内で管理責任者が定める期間とする。ただし、管理責任者が特に必要があると認める場合は、保存期間を延長することができる。

4 管理責任者は、保存期間を経過した画像を、確実かつ速やかに消去しなければならない(消去には重ね撮りする場合に、画像が上書きされることを含む。)

5 画像記録媒体を廃棄する場合は、破碎裁断等の方法で処分を行わなければならない。

(指定管理施設等における措置)

第7条 管理責任者は、指定管理施設等における防犯カメラの設置運用に関する事務の全部又は一部を、当該指定管理施設等の指定管理者又は契約によりその管理業務を委託するものに行わせるときは、当該指定管理施設等における個人情報の保護に関し、十分な措置を講じるよう求めるとともに、この告示の趣旨を遵守させなければならない。

(画像の利用及び提供の制限)

第8条 管理責任者は、第1条に定める目的のために必要な範囲を超えて防犯カメラの画像を利用又は第三者に提供してはならない。

ただし、管理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置目的以外の目的のために画像を自ら利用し、又は画像の複製物を提供することができる。ただし、画像の複製物を設置目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 市の機関が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で画像を内部で利用する場合であって、当該画像を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に画像の複製物を提供する場合において、画像の複製物の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る画像を利用し、かつ、当該画像データを利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために画像の複製物を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他画像データの複製物を提供することについて特別の理由があるとき。

(画像の提供申請等)

第9条 前項に掲げる場合において画像の提供を申請しようとする者は、生駒市防犯カメラ画像提供申請書(様式第2号)により申請しなければならない。

2 管理責任者は、前項に規定する申請があったときは、画像提供の可否を決定し、当該画像の提供を決定したときは、必要に応じ操作を行い、当該画像の提供を行うものとする。

3 管理責任者は、前項の経過を記録しなければならない。

4 管理責任者は、画像の提供申請の可否決定について、必要に応じ、画像の提供の可否を管理責任者に代行して決定することのできる代理決定権者を任命できるものとする。

(苦情の処理)

第10条 管理責任者は、防犯カメラの管理及び運用に関する苦情を受けたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(守秘義務)

第11条 管理責任者及び取り扱い担当者は、画像から得られた情報を他に漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(雑則)

第12条 この告示に定めるもののほか、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条の規定は、この告示の施行の日前に設置された防犯カメラについて適用する。

別記
第1号様式(第3条関係)

年 月 日

防犯カメラ設置・変更・撤去報告書

(宛先)防犯交通対策課長

所管課長

防犯カメラの設置・変更・撤去について、下記のとおり届け出ます。

報告内容	・ 設置 ・ 変更 ・ 撤去
	(設置場所)
設置・変更・撤去理由	
設置・変更・撤去時期	年 月 日
変更事項 (変更時)	
対象台数	カメラ: 台、モニター: 台
摘要	

第 2 号様式(第 9 条関係)

生駒市防犯カメラ画像提供申請書

年 月 日

生駒市長 小紫 雅史 様

申請者 住所
機 関 名 等
代 表 者 氏 名

防犯カメラで撮影した画像の提供を受けたいので、次のとおり申請します。

提供画像設置カメラ		
提供画像日時	自: 年 月 日 午前・午後 時 分	至: 年 月 日 午前・午後 時 分
申請理由		
根拠法令等	<input type="checkbox"/> 民事訴訟法第 223 条の規定による裁判所からの文書提出命令 <input type="checkbox"/> 弁護士法第 23 条の 2 第 2 項の規定による弁護士会からの照会 <input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第 197 条第 2 項の規定による検察官、警察官等からの捜査協力 <input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第 279 条の規定による裁判所からの照会 <input type="checkbox"/> 刑事訴訟法第 507 条の規定による検察官、裁判所、裁判官からの裁判執行のための照会 <input type="checkbox"/> その他()	
提供方法	<input type="checkbox"/> 画像閲覧 <input type="checkbox"/> 再生画像撮影 <input type="checkbox"/> データ提供(記録媒体:USBメモリ、DVD、その他()) <input type="checkbox"/> その他()	
連絡先	部署名	
	担当者名	
	電話番号	
特記事項		

※事務処理欄

受付印	提供の可否	特記事項・提供不可理由
	提供可 提供不可	